**北 秋 田 市 林 道 使 用 願**

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

北秋田市林道管理者

北 秋 田 市 長　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

ＴＥＬ

北秋田市林道管理規程第６条の規定により、下記のとおり使用したいので関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 林道名 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（　　日間） |
| 使用区間 | 別紙図面のとおり |
| 工作物、物件又は施設 | 構　造 |  |
| 面積等 |  |
| 数　量 |  |
| 高　さ |  |
| その他 |  |
| 遵守事項 | 使用にあたって、別紙１「使用条件」を遵守します。 |
| 工事概要 | 実施方法 |  |
| 期　　間 |  |
| 復旧方法 |  |
| 添付書類 |  |
| 使用責任者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  | ＴＥＬ |  |

別紙１

**使　用　条　件**

1. 工事着手前後届出をします。

２．使用期間終了後、速やかにその旨を管理者に届出します。また、林道又は附属施設を破損若しくは損傷のない旨の検査を受けます。

３．次の場合、林道使用を取り消しても異議ありません。

　（１）林道の使用方法が著しくこれを破損するおそれがあるとき。

　（２）林道の使用について管理者の指示に従わないとき。

　（３）林道の使用について不正・不当の行為があると認められるとき。

　（４）管理者による林道維持修繕等のため、又は特別の事情があるとき。

　（５）その他管理者が必要と認めたとき。

４．林道又は附属施設を破損若しくは損傷したときは、速やかに管理者に届けるとともに、原形に回復します。ただし、原形回復が困難又は不可能な場合は、その損害を賠償します。

５．車両通行については十分注意し、自動車等、貨物及び乗客（乗務員を含む）に対し事故が発生した場合の補償はすべて負担します。